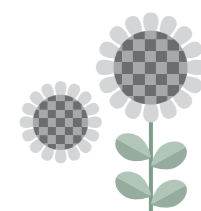


お知らせ版



No.1241

農業委員会委員選挙は 行わないことになりました

※お問い合わせ先
中山町選挙管理委員会
☎662・2111

今国会で審議されていた農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が可決・公布され、**公選制が廃止**されたことから、平成27年9月26日に執行を予定していた**中山町農業委員会委員選挙は、行わないことになりました。**

健康福祉課から

※お問い合わせ先
健康福祉課福祉G
☎662・2673

**「地域の福祉のあり方について
いっしょに考えてみませんか」**
町では、地域福祉の一層の推進のため地域福祉計画を策定しております。計画に多くの町民のご意見を反映させ

住民税務課から

※申請・お問い合わせ先
住民税務課福祉G
☎662・2112

「取り壊し建物の届出をお忘れなく」
固定資産税の課税されている家屋について、平成27年中に取り壊した建物の確認をしています。
建物を取り壊した方は、お早めに届け出てください（届出がないと翌年度も課税される場合があります）。届出の用紙は、住民税務課で配付しているほか、町公式ホームページからダウンロードすることができます。

●持ち物 印鑑
「固定資産税の減額措置を受け付けます」

次の改修工事を行った住宅の固定資産税について、減額措置を受けることができます。減額を受けるには、完成後3か月以内に申請書を提出してください（耐震改修・省エネ改修は、基準に適合したことの証明書が必要です）。申請書等は、住民税務課で配付しているほか、町公式ホームページからダウンロードすることができます。

1. 住宅の耐震改修

●対象住宅 昭和57年1月1日に所在していた住宅で、平成27年12月31日までの間に一定の改修が行われたも

るため、地区懇談会を開催します。内容は、ご近所で困っていること、こんな気遣いがあるとうれしいな等等なでも結構です。

なお、活動紹介や会員募集のチラシについても事前に承認を受けたものは配布可能です（宗教活動や政治活動はできません）。

- 日時 ▼1回目：9月27日(日)午後2時～ ▼2回目：9月29日(火)午後7時～ ※内容は同じ
- 場所 中央公民館第1研修室
- 対象 どなたでも

**「臨時福祉給付金支給申請
をお忘れなく」**
現在、臨時福祉給付金申請を受け付けています。
支給対象は、**町民税非課税者**です。支給の可能性のある方には、8月10日頃、町から申請書をお送りしています。まだ申請がお済みでない方は、お早めに申請手続きを行ってください。

の
●改修の内容 現行の耐震基準に適合した、改修工事費用が50万円を超える改修

- 減額内容 翌年度の固定資産税額（1戸当たり120㎡相当分まで）の1/2が減額されます。
- 2. 住宅のバリアフリー改修

●対象住宅 次のいずれかの方が居住する平成19年1月1日に所在していた住宅（賃貸住宅を除く）で、平成28年3月31日までの間に一定の改修が行われたもの ▼①65歳以上の方
②要介護認定または要支援認定を受けている方 ③障がいのある方

●改修の内容 次のバリアフリー改修工事で、補助金を除く自己負担額が50万円を超える改修 ▼①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④トイレの改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦引戸への取替え ⑧床表面の滑り止め

●減額内容 翌年度の固定資産税額（1戸当たり1100㎡相当分まで）の1/3が減額されます。

3. 住宅の省エネ改修
- 対象住宅 平成20年1月1日に所在していた住宅で、平成28年3月31日までの間に一定の改修が行われたもの

- 受付期間 11月11日(水)まで
 - 受付場所 保健福祉センターロビー または役場小会議室 ※ただし役場の受け付けは9月30日で終了。
 - 持ち物 町から郵送された申請書、対象者全員分の身分証明書（免許証等）、代表者名義（申請書1に印字）の通帳、印鑑
- ◆審査後、支給決定者に10月以降順次振り込まれます。

今月の納税等

納期限 9月30日(水)

- 国民健康保険税 3期
- 介護保険料 3期
- 後期高齢者医療保険料 3期

【納付書の発送について】

変更がある方には、9月15日(火)に通知書を発送しています。お手元に届いた方は内容をご確認のうえ納付してください。

●改修の内容 現行の省エネ基準に適合した、次のうち①の窓の断熱改修工事を含む工事費用が50万円を超える改修 ▼①窓の断熱改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

●減額内容 翌年度の固定資産税額（1戸当たり120㎡相当分まで）の1/3が減額されます。

私立高等学校生徒の 学費補助について

※申請・お問い合わせ先
教育課学校教育G
☎662・5484

●対象 私立高等学校に在学している生徒を持つ保護者等で次の事項に該当する方

- ①平成27年度の町民税が非課税の保護者等（生活保護世帯を含む）
- ②平成27年度の町民税のうち、均等割額（3500円）だけが課税されている保護者等（所得割額が課税されている保護者等は対象になりません）

●補助額 生徒1人あたり3万円（年額）

●申請方法 関係書類を添付し、**9月30日(水)**までに申請してください。申請書は各私立高等学校、教育課学校教育Gで交付しているほか、町公式ホームページからもダウンロード

できます。

ペットボトルの出し方 を守ってください！

※お問い合わせ先
住民税務課住民G
☎662・2113

ペットボトルは、キャップがついたまま出されると、リサイクルの妨げになります。

町のペットボトルを処理する「立谷川リサイクルセンター」で調査したところ、キャップ付きのものは全体の12・86%、水洗いされていないものや汚れがあるものは全体の19・92%となっており、昨年度よりもペットボトルの出し方が悪くなっています。

皆さん一人ひとりがルールを守ることで、ペットボトルはスムーズにリサイクルされますので、次の注意点を守って出すようにしてください。

- ①中を軽くすすぎ、汚れ等を取り除きましょう。
- ②キャップは必ずはずし、「プラスチック類」の袋に入れて出してください。

- ③ペットボトルを踏みつぶせば、袋にたくさん入ります。



せせらぎ公園にクッキングスペースを4か所新設しました！

せせらぎ公園の芝生内に芋煮やバーベキューができるクッキングスペースについて、昨年度6か所設置したところ大変好評だったため、今年も新たに4か所設置しました！10か所のクッキングスペースは、いつでも使用できますのでぜひご利用ください。

※前日の場所取りはご遠慮ください。
ゴミはお持ち帰りください。